

平成 26 年度事業計画

I 基本方針

平成 26 年度から消費税率が段階的に引き上げられることに伴い、物価の上昇による低所得者層の生活の不安定さが一段と厳しく感じられ、上向きつつあった購買意欲も減少へと傾いて行くことが予想される反面、全体的には円安、株高のあおりを受けて一時的な買い控えが収まり雇用、所得環境の改善や経済対策の効果等により、内需は拡大すると経済見通しが立てられています。

このようなことから国内景気が上昇していけば、少なからずシルバー人材センター事業への影響があるものと期待するところであります。

国においては、新たに「生涯現役社会活躍応援事業」と銘打って、シルバー人材センター事業の活性化と推進を図っていくということになりました。

内容としては、就業機会の拡大と会員の拡大の取り組みを支援し、その機能の強化、活性化を図ることで、団塊世代を中心に、より多くの高齢者が地域で社会の支え手として活躍する場を創出するというものであります。

このことは、従前からの取り組みとしても行っているところですが、補助金の縮小等により十分な取り組みが行えなくなっていることに伴い、このことに特化した予算をもって活動の成果を求められるものであります。

よって一層努力を重ね、実現に向けた取り組みが必要となります。そのためには会員の協力が必要不可欠となります。

特に女性会員の確保は急務であり、事業強化の最重要課題に位置づけ、取り組みを図って参ります。

また、就業においては、「安全就業」を第 1 目標に据え、無事故で安心、安全を目指す取り組みを徹底して参ります。

運営面においては、相変わらず厳しい財政状況の中での事業運営を強いられていくこととなりますが、透明性を持った財政運営に努め、財政の健全化を図ります。

事業の活性化を図るうえで最も重要なことは、組織運営を充実させ事業理念である「自主・自立・共働・共助」を実践することで地域のニーズに適確に応えられる体制づくりと誠実で丁寧な仕事のサービスを提供することにあります。

そのためには、会員、役職員が一丸となって地域に密着した活動を展開していくことが求められます。

公益法人として地域の公益性に資するため、事業目的を明確にし、高齢者の社会参加を促進することで活力ある地域社会となるよう事業の取り組みを行って参ります。

II 実施事業

- 1 就業開拓提供事業
- 2 普及啓発事業
- 3 安全・適正就業推進事業
- 4 企画提案方式事業

III 実施計画

1 就業開拓提供事業

会員が長年培ってきた経験を生かした仕事や高齢者に適した仕事の開拓と地域社会のニーズに対応した新規事業の掘り起こしを進めながら、就業分野・職種の拡大、就業開拓の強化、就業の結びつけについて、次の事項に取り組みます。

(1) 就業機会の確保と提供

- ① 就業分野・職種の拡大を図るため、会員の希望、経験、能力、資格及び健康状態等の洗い直しや女性会員が希望する又は適した仕事の開拓に努めます。
- ② 地域のニーズ、人手不足となっている事業及び職種を分析し、受託事業又は派遣事業で受注可能職種の開拓に努めます。
- ③ 就業開拓の強化を図るため、就業開拓推進委員会を中心とした発注者等への訪問活動に加え、就業開拓専門員の配置をもって新たな就業開拓に努めます。
- ④ 就業に結びつく技能講習を行い、ミスマッチの防止に努めます。

(2) 会員増強へ向けた取り組み

- ① 会員の口コミ効果による会員拡大と就業率のアップに努めます。
- ② 女性会員の入会促進に努めます。
- ③ 毎月2回の入会説明会を実施し、高齢者に対する入会相談を行います。
- ④ 人材不足分野に就業できる会員の確保、及び各職群班がより機能するよう1割増しの増加を目指します。

(3) 組織体制の充実

- ① 理事会、専門部会の充実と各委員会の強化を図り、センター運営の組織機能を高めます。
- ② 地域班及び職群班の組織機能をより充実し、自主的・主体的な活動の推進を図り、センター事業の円滑な運営と効率化を推進します。
- ③ 事務局だよりを通じて情報の提供を行い意識の共有化を図ります。

(4) 就業に関する指導・相談の実施

- ① 会員及び発注者に対して臨時的かつ短期的、又はその他軽易な業務に関する仕事の理解と安全・適正就業が図られるための指導・相談を行います。
- ② 会員の多様な就業ニーズに応えるための就業相談を行い、未就業会員の解消を図ります。

2 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、事業の基本理念、しくみ等について周知を図ります。

(1) 普及啓発活動の推進

- ① 広報誌「シルバー出水」を全戸配布し、事業の周知に努めます。
- ② ホームページで情報の発信を行います。
- ③ シルバー人材センター普及啓発月間中の街頭広報活動や懸垂幕での周知を行います。
- ④ 地域イベント等へ積極的に参加し、普及啓発に努めます。
- ⑤ 市広報誌や報道機関へ適宜情報の提供に努め、PRに努めます。

(2) ボランティア活動の推進

- ① 市内各地域でのボランティア活動を通じて環境美化を推進し、事業理念の普及啓発を図ります。
- ② 資源の再利用を目的に使用済みタオルを利用した手作り雑巾を市内各小学校、幼稚園等に配布し、子どもたちとの交流を通じてセンター活動のPRに努めます。

3 安全・適正就業推進事業

就業中及び就業途上における事故撲滅を図り、安全意識の高揚を高めるため、安全・適正就業推進委員会を中心に安全対策の構築に努め、推進するとともに、適正就業が図られるよう会員及び発注者への啓発をして参ります。

(1) 安全就業の推進

- ① 安全就業基準に基づいた作業方法の徹底と実施に努めます。
- ② 安全意識を高めるため、安全就業ワッペンの着用と作業中看板の携帯の徹底に努めます。
- ③ 安全・適正就業月間には、安全大会を開催し、安全意識の高揚に努めます。

- ④ グループ就業においては、危険箇所の確認等、作業前の注意事項、作業後のヒヤリ・ハット報告、忘れ物の確認等就業前後のミーティングの徹底を図れるよう努めます。
 - ⑤ 安全標語の募集を行い、優秀作品を年間安全標語として安全意識の浸透を図ります。
 - ⑥ 定期的に就業現場のパトロールを実施し、安全就業の徹底と安全意識の向上に努めます。
 - ⑦ 事故発生時には職群班長会を即時開催し、事故の状況、原因究明、今後の対策等を検討したうえ班員への周知徹底を図り、再発防止に努めます。
- (2) 適正就業の推進
- ① 受託事業、一般労働者派遣事業及び職業紹介事業に基づいた就業形態での契約に基づいた働き方を会員に提供します。
 - ② 就業機会の適正化を図るため、ローテーション就業でのワークシェアリングに努めます。
 - ③ 不正就業が起こらないよう、会員及び発注者への理解を求めていきます。
- (3) 健康管理の推進
- ① 健康管理のための定期健康診断受診を勧奨し、健康状態の把握に努めると共に朝礼時の健康チェックを推進します。
 - ② 安全ニュース等を通じて、安全対策、健康管理情報を提供します。
 - ③ 健康意識の高揚を図るため、健康講座を開催します。

4 企画提案方式事業

農作業経験のある会員を中心に就業機会の拡大を図るため、遊休農地を借り上げ、有機農法と低農薬栽培による環境に配慮した野菜づくりと販売を目指した取り組みを継続して行います。

また、空き地、空き屋等の環境保全に取り組むため、遠隔地に居住している方への啓発に努めます。

IV 平成26年度努力目標値

1	会員数	450人
2	就業率	98.0パーセント
3	契約件数	4,500件
4	就業延人日	34,000人日
5	契約金額	187,000千円